

ペルー
産業財産規則
2017年5月29日公布

法律第1075号（産業財産に関する一般規定を制定するアンデス共同体決議486の補足規定を承認する法律）及びその修正に関する規則

目次

第I章 手続の一般規定

第1条 目的

第2条 他の公的機関が保有する委任状その他の文書

第II章 商標登録に関する規定

第3条 出願日

第III章 権利侵害手続に関する規定

第4条 不正競争

第5条 SUNATが認可した一時倉庫への通知について

第6条 捜査手続の請求

第7条 提供された物理的試料の送付先

第8条 制裁手続

第IV章 知的所有権審判室における手続

第9条 意見書の提出

第10条 代理の放棄手続

第11条 知的所有権審判室に提出された請求

第12条 当事者を召喚するための最低期間

第13条 手続又は請求の取下

第14条 不服申立に関する決定の内容

第15条 決定の署名

第16条 手続上の住所

第17条 不服申立の付託

第18条 法律の適用

第19条 知的所有権庁及び委員会における手続規則の適用

第I章 手続の一般規定

第1条 目的

本規則の目的は、法律第1075号、産業財産に関する一般規定を制定するアンデス共同体決議486の補足規定を承認する法律、並びに、法律第29316号、法律第1212号及び法律第1309号により修正された法律（以下、総称して「法」という）を円滑に適用する手続、要件及び規定を整備することである。

第2条 他の公的機関が保有する委任状その他の文書

法第15条に規定する委任状又はある者の代理を認定する文書が、SUNARP（公共登記国家監督機関）において保持されており、かつ、管理者がそれを主張する際には、管理者は申請書類に、当該委任状又は文書が登録されている登録番号を明示しなければならない。

第II章 商標登録に関する規定

第3条 出願日

- 3.1. 商標登録出願に法第52条に掲げる要件が含まれていない場合、文書処理部門は、出願人に対し、通知日から60就業日以内に、出願番号又は出願日を指定することなく、それらを完成させるよう直ちに要求しなければならない。文書処理部門は、納付者が当該要件を遵守するまで、提出された商標登録出願を保管しなければならない。
- 3.2. 出願人が法第52条に掲げるすべての要件を遵守することなく前項に規定する期間が経過した場合、文書処理部門は、出願人が提出した文書を出願人に返却する。
- 3.3. 法第52条に掲げる要件の何れかの省略が文書処理部門によって見い出されない場合、それぞれの当局は、本条第1項の規定に従って手続を進める。出願人がすべての要件を遵守することなく同項に定める期間が経過した場合、出願は提出されなかったものとみなされる。

第III章 権利侵害手続に関する規定

第4条 不正競争

法第98条に規定する不正競争を前提とする不服申立の場合は、法第XI編に規定する手続を規定する規則又はこれを修正若しくは代替する規則を適宜適用する。

第5条 SUNATが認可した一時倉庫への通知について

- 5.1. SUNATが承認した一時倉庫に保管されている商品に関連する産業財産権の侵害を疑われる手続において発出された予防措置は、遵守すべき予防措置の種類及び該当する商品を明確に特定して、当該倉庫から提供された電子メールアドレスに伝達される。

5.2. 1又は2以上の予防措置が発出について、有効に通報された一時倉庫の電子メールアドレスが利用可能な場合、所轄当局は、新たな予防措置を通報するために同一の電子メールアドレスを使用することができる。ただし、一時倉庫が当該通報を受領するために他の電子メールアドレスを速やかに伝達する場合は、この限りでない。

5.3. 1つ以上の予防措置の発出を通知しなければならない一時倉庫の電子メールアドレスが利用できない場合、所轄当局は、当該一時倉庫が5就業日以内に電子メールアドレスを示すことを書面で要求する。さもなければ、ペルー所轄当局の職務の遂行を妨害したとして本法に定める制裁を課すことを警告する。

第6条 捜査手続の請求

捜査手続の請求は、法第118条に規定された要件を遵守しなければならない。同様に、当該請求は、法第99条の99.1, (a), (b), (d), (h)及び(j)の規定を遵守しなければならない。当該要件が満たされない場合、出願人は、2就業日以内に生じた不備の修正を通知され、さもなければ、請求が提出されなかったとみなされる。

第7条 提供された物理的試料の送付先

法第122A条の規定に従って、被管理者により証拠として提供された物理的試料の返却が決定された場合、当該被管理者は、10就業日以内にそれらを回収するよう命じられる。被管理者が所定の期間内に物理的試料を回収しなかった場合、試料は、代替的に廃棄、破壊又は競売される。

第8条 制裁手続

8.1. 次は、産業財産権の事項に関して、ペルー所轄当局が開始する制裁手続である：

1. 法第116条に規定する理由により開始された手続。
2. 法律第807号（INDECOPiの権限、基準及び組織に関する法律）第7条及び同法第124条に規定する理由により開始された手続。
3. 法第55条に規定する理由により開始された手続。
4. 「登録商標」、「M. R.」、「原産地名称」、「D. O.」又は知的所有権の存在を虚偽に示すその他の同等の名称を違法な使用に対して開始された手続であって、法の最終補足規定第2において想定されているもの。
5. 法第120条の罰金及び第123条の規定に従って、決定及び予防措置の不遵守のために開始された手続。
6. 法第95条(b)の規定に従って職権により開始された手続。

8.2. 決議第486号「工業所有権に関する共通制度」に規定する侵害訴訟は、同決議に定める規則並びにこれを補完する規定及び本規則によって規定される。

第IV章 知的所有権審判室における手続

第9条 意見書の提出

9.1. 法第136A条に規定する意見書は、通知後6就業日から効力を生ずる。その日前に提出された意見書は、同条第2段落を該当する場合を除き、技術事務局が評価しなければならない。

9.2. 取下、調停又は超法規的取引を含む意見書は、法第136A条の規定から免除される。

第10条 代理の放棄手続

当事者の代理人は、手続の何れの段階においても、当該代理を放棄することができる。ただし、民法第154条の規定に従わなければならない。代理人の変更は、明示的に変更されない限り、ファイルに設定された最後の手続宛先の有効性に影響を及ぼさない。

第11条 知的所有権審判室に提出された請求

書類の提示、閲覧又は口頭報告を求める請求であって、当事者が知的所有権審判室における手続処理中に提出する請求は、それを裏付ける理由を明示しなければならない、さもなければ、法律によって却下される。

第12条 当事者を召喚するための最低期間

12.1. 口頭報告の聴聞、意見書の提示又は調停の聴聞の日は、少なくとも5就業日前に当事者に通知されなければならない。

12.2. 当事者は、自己の請求を維持し、かつ、聴聞の日の少なくとも3就業日前に行う限り、当該日の延期を要請することができる。当該要請の許可又は却下は、当局の裁量に委ねられる。

第13条 手続又は請求の取下

13.1. 手続を開始した者は、行政上の第2審において最終的な解決が通知される前に、手続又は手続の対象となる請求を取り下げることができる。

13.2. 上記による手続からの取下の場合、手続中に出された決定は無効とされると判断される。請求からの取下の場合、決定は、請求が却下又は根拠がないことを宣言する決定の効力を有する。

第14条 不服申立に関する決定の内容

14.1. 決定は、不服申立の基礎となる争点に関する事項について決定されなければならない、争点にない事項について決定を下すことはできない。

14.2. 係争中の決定には何らかの無効理由の対象があるため、当事者によって援用されていない場合であっても、無効を宣言する当局の権限は、前項から除外される。

第15条 決定の署名

15.1. 知的所有権審判室が発出する決定は、同室の室長又はその代理として行動する者が署名する。署名は、この目的のために対応する決定が発出されることが必要である場合、同室の他の構成員に委任することができる。

15.2. 決定が構成員の過半数の投票によって採択され、かつ、その中に室長も副室長も欠ける場合、決定は、これを採択した構成員が署名しなければならない。

第16条 手続上の住所

16.1. 当事者が定めた手続上の住所は、その変更が書面で伝達されない限り、反証を認めることなく有効であると推定されるものとする。当該住所において行われた通知は、すべての効力を有する。

16.2. 通知を受けた者が前記の通知を返却する書面を提示した場合でも、これは提示されなかったものとみなす。

第17条 不服申立の付託

新たな証拠に加えて、提出した証拠の異なる解釈を伴う又は純粹に法律上の問題を伴う再審理の不服申立は、審判として付託されなければならない。

第18条 法律の適用

法第4条に定められた管轄権の規則は、法律第1309号の施行後に提出される不服申立にも適用される。

第19条 知的所有権庁及び委員会における手続規則の適用

本章の規定は、該当する場合、知的所有権庁及びそれを構成する各局が行う手続にも適用される。